

那覇地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定取消請求事件

国側当事者・国(北那覇税務署長)

平成21年3月17日却下・棄却・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	北那覇税務署長 根本 英一郎
同指定代理人	吉良 輝昭
同	上原 直樹
同	仲村 彰敏
同	知念 辰巳
同	宮里 昭司
同	小室 陽一郎

主 文

- 1 処分行政庁が平成19年6月18日付けでした原告の平成18年分の所得税に係る決定処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成19年5月29日付けでした原告の平成17年分の所得税に係る更正処分(以下「本件更正処分」という。)を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成19年6月18日付けでした原告の平成18年分の所得税に係る決定処分(以下「本件決定処分」という。)を取り消す。
- 3 被告は、原告から徴収した平成17年分の所得税について2万9900円及び同18年分の所得税について2万6400円をそれぞれ還付せよ。

第2 事案の概要

原告は、平成17年分及び平成18年分の所得税について、所得税法120条の所定の期間内に確定所得申告をしなかったところ、処分行政庁は、原告の平成17年分の所得税について、平成18年12月7日付けで納付すべき税額等を別表1の「決定処分」欄記載のとおり決定する処分(以下「17年分決定処分」という。)し、更に平成19年5月29日付けで上記税額等を同表の「更正処分」欄記載のとおり更正する本件更正処分をした。

また、処分行政庁は、原告の平成18年分の所得税について、平成19年6月18日付けで上記

税額等を別表2の「決定処分」欄記載のとおりとする本件決定処分をした。

本件は、原告が本件更正処分及び本件決定処分がいずれも違法であると主張して、上記各処分の取消しを求めるとともに、平成17年分の所得税について2万9900円、平成18年分の所得税について2万6400円（合計5万6300円）の還付を求める事案である（なお、上記各還付を求める訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）4条後段の実質的当事者訴訟と解される。）。

1 関係法令の定め

(1) 所得税法（平成17年法律第82号による改正前のもの。）

ア（退職手当等とみなす一時金）

第31条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第1項に規定する退職手当等とみなす。

一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（第9章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（中略）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第3号において同じ。）で政令で定めるもの

二 厚生年金保険法第9章の規定に基づく一時金で同法第122条（加入員）に規定する加入員の退職に基因して支払われるもの（以下略）

イ（雑所得）

第35条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。

一 第31条第1号及び第2号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第1号に規定する制度に基づく年金（これに類する給付を含む。第3号において同じ。）で政令で定めるもの

二及び三（略）

4 第2項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円とする。

一 50万円

二 その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 当該残額が360万円以下である場合 当該残額の100分の25に相当する金額

ロ 当該残額が360万円を超え、720万円以下である場合 90万円と当該残額から360万円を控除した金額の100分の15に相当する金額との合計額

ハ 当該残額が720万円を超える場合 144万円と当該残額から720万円を控

除した金額の100分の5に相当する金額との合計額

ウ (源泉徴収義務)

第203条の2 居住者に対し国内において第35条第3項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(以下この章において「公的年金等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その公的年金等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

エ (徴収税額)

第203条の3 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に100分の5(第3号に掲げる公的年金等にあつては、100分の10)の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の100分の25に相当する金額に6万5000円を加算した金額と9万円とのいずれか多い金額

ロ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が障害者である旨の記載がある場合には、2万2500円(当該公的年金等の受給者が特別障害者である旨の記載がある場合には、3万5000円)

ハ 当該申告書に控除対象配偶者がある旨の記載がある場合には、3万2500円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、4万円)

ニ 当該申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、3万2500円(当該扶養親族のうち特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については5万2500円とし、老人扶養親族については4万円とする。)にその扶養親族の数を乗じて計算した金額

ホ 当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載がある場合には、2万2500円(当該控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者がある旨の記載がある場合には、その特別障害者については3万5000円)にその障害者の数を乗じて計算した金額

二 厚生年金保険法第130条第1項(厚生年金基金の業務等)に規定する老齢年金給付、国家公務員共済組合法第72条第1項第1号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 前号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

三 前2号に掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の金額の100分の25に相当する金額

オ (公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)

第203条の4 次の各号に掲げる場合に該当するときは、前条の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 公的年金等の支払の際控除される第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料がある場合 その公的年金等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した残額に相当する金額の公的年金等の支払があったものとみなし、その残額がないときは、その公的年金等の支払がなかったものとみなす。

二及び三 （略）

カ （源泉徴収等を要しない公的年金等）

第203条の6 居住者が前条第1項に規定する公的年金等（政令で定めるものを除く。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において当該公的年金等の区分に応じ政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第203条の2（源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収及び納付並びに前条第1項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出は、要しないものとする。

(2) 租税特別措置法（平成17年法律第102号による改正前のもの）

（公的年金等控除の最低控除額等の特例）

第41条の15の2 年齢が65歳以上である個人が、平成17年以後の各年において、その年中の所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第4項（同法第165条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「70万円」とあるのは、「120万円」とする。

2 前提となる事実（証拠を挙げていない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和8年5月26日生の男性（平成17年12月31日時点で72歳）であり、社会保険庁から老齢基礎厚生年金を、国家公務員共済連合会から共済年金をそれぞれ受給していた。

イ 原告の配偶者は乙（以下「乙」という。）であり、同人は原告と生計を一にしていた。なお、同人の年齢は、平成17年12月31日時点で66歳であった。

ウ 原告の子である丙（以下「丙」という。）は、原告の扶養親族であり、沖縄県知事から療育手帳の交付を受け、平成10年5月1日付けで沖縄県精神薄弱者更生相談所によって、その障害の程度が、精神薄弱者総合判定基準のB2と判定されている。なお、同人の年齢は、平成17年12月31日時点で31歳であった。

（乙4、8）

(2) 事実経過

ア 平成17年分の所得税について

(ア) a 原告は、平成17年中、社会保険庁から老齢基礎厚生年金として年額269万9196円を受給し（以下「本件厚生年金」という。）、また、国家公務員共済組合連合会から共済年金として年額52万1300円を受給し（以下、「本件共済年金」といい、「本件厚生年金と併せて「本件各年金」という。）、本件各年金の合計額は322万0496円であった（乙1、2）。

b 原告宛の社会保険庁発行の「公的年金等の源泉徴収票（平成17年分）」には、「支払金額」欄に269万9196円、「源泉徴収税額」欄に0円、「社会保険料の金額（介

護保険料額)」欄に8万0893円、「申告書の提出」の「有」欄に★印、「控除対象配偶者の有無等」の「有」欄及び「老人控除対象配偶者の有無」の「無」欄にそれぞれ★印、「扶養親族の数」の「特定」欄に1人、「障害者の数(本人以外)」の「その他」欄に1人、「年金の種別」欄に老齢基礎厚生、「生年月日」欄に昭和8年5月26日とそれぞれ記載されていた(乙1)。

c 原告宛の国家公務員共済組合連合会発行の「平成17年分公的年金等の源泉徴収票」には、「法第203条の3第3号適用分」の「支払金額」欄に52万1300円、「源泉徴収税額」欄に0円、「生年月日」の「昭和」欄に○印及び8年5月26日とそれぞれ記載されていた(乙2)。

(イ) 原告は、平成17年分の所得税について、所得税法120条所定の期間内に確定所得申告をしなかった。

(ウ) 処分行政庁は、原告の平成17年分の所得税について、平成18年12月7日付けで納付すべき税額等を別表1の「決定処分」欄記載のとおりとする17年決定処分をした。

すなわち、処分行政庁は、本件各年金額322万0496円を公的年金等の収入金額(別表1の区分の①)とし、公的年金等控除額120万円(同区分の②)を差し引いた202万0496円を雑所得の金額(同区分の③)とした上で、他に所得がないことから同金額を原告の総所得金額(同区分の④)と認定した。

そして、総所得金額202万0496円から所得控除の額174万0893円(同区分の⑤ 内訳:ア社会保険料控除8万0893円、イ障害者控除27万円、ウ配偶者控除38万円、エ扶養控除63万円、オ基礎控除38万円)を差し引いた27万9000円(同区分の⑥ 1000円未満切捨て)を課税総所得金額とした。

課税総所得金額27万9000円に、税率100分の10を乗じた2万7900円(同区分の⑦)を算出税額とし、同額から定率減税額5580円(同区分の⑧)を差し引いた2万2300円(同区分の⑨ 100円未満切捨て)を納付すべき税額と決定した。

(エ) 原告は、処分行政庁に対し、平成18年12月28日付けで17年決定処分に対し異議申立てをした。

処分行政庁は、平成19年3月23日付けで、原告の異議申立てを棄却する旨の決定をした。(乙3、4)

(オ) 原告は、上記異議決定を経た後の平成17年決定処分を不服として、国税不服審判所長に対し、平成19年4月19日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした(乙5)。

(カ) 他方、処分行政庁は、平成19年5月29日付けで、原告の平成17年分の所得税について、納付すべき税額等を別表1の「更正処分」欄の記載のとおり更正し、新たに納付すべき税額を4500円とする本件更正処分をした。

すなわち、処分行政庁は、17年決定処分に係る所得控除の額のうち、社会保険料控除8万0893円を27万3853円(別表1の区分のア)に、扶養控除63万を38万円(同区分のエ)に更正し、これにより所得控除の額を174万0893円から168万3853円(同区分の⑤)に減額した。

その結果、課税総所得金額は27万9000円から33万6000円(同区分の⑥ 1000円未満切捨て)となり、算出税額も2万7900円から3万3600円(同区分の

⑦) となった。

そして、算出税額3万3600円から定率減税額6720円(同区分の⑧)を差し引いた2万6800円(同区分の⑨ 100円未満切捨て)を納付すべき税額とし、新たに納付すべき税額を4500円(2万6800円-2万2300円=4500円)とした。(甲1の1、1の2)

イ 平成18年分の所得税について

(ア) 原告は、平成18年分の所得税について、所得税法120条所定の期間内に確定所得申告をしなかった。

(イ) 処分行政庁は、平成19年6月18日付けで、原告の平成18年分の所得税について、納付すべき税額等を別表2の「決定処分」欄記載のとおりとする本件決定処分した。

すなわち、処分行政庁は、321万3960円を公的年金等の収入金額(別表2の区分の①)とし、公的年金等控除額120万円(同区分の②)を差し引いた201万3960円を雑所得の金額(同区分の③)とした上で、他に所得がないことから同金額を原告の総所得金額(同区分の④)と認定した。

そして、総所得金額201万3960円から所得控除の額173万1800円(同区分の⑤ 内訳:ア社会保険料控除27万1800円、イ生命保険料控除5万円、ウ障害者控除27万円、エ配偶者控除38万円、オ扶養控除38万円、カ基礎控除38万円)を差し引いた28万2000円(同区分の⑥ 1000円未満切捨て)を課税総所得金額とした。

課税総所得金額28万2000円に、税率100分の10を乗じた2万8200円(同区分の⑦)を算出税額とし、同額から定率減税額2820円(同区分の⑧)を差し引いた2万5300円(同区分の⑨ 100円未満切捨て)を原告の納付すべき税額と決定した。

(ウ) なお、原告は、本件決定処分について、処分行政庁に対する異議申立て及び国税不服審判所に対する審査請求のいずれもしていない。

ウ(ア) 国税不服審判所沖縄事務所長は、平成19年5月29日付けで、国税通則法(以下「通則法」という。)104条2項又は4項に基づき、本件審査請求について、本件更正処分をあわせ審理することとし、同年9月3日付けでその旨通知した(甲4、乙6)。

(イ) 国税不服審判所長は、平成20年3月27日付けで、本件審査請求を棄却する旨の判決をした(甲4)。

オ 原告は、平成19年12月20日ころ、本件更正処分に基づく平成17年分の所得税2万9900円(延滞税3100円を含む。)、本件決定処分に基づく平成18年分の所得税2万6400円(延滞税1100円を含む。)を納付した(甲3、弁論の全趣旨)。

カ(ア) 原告は、平成20年3月11日付けで処分行政庁に対し、平成19年分の所得税について、還付される税金3102円とする確定申告書を提出した(甲7)。

(イ) さらに、原告は、平成20年4月23日付けで処分行政庁に対し、平成17年分の所得税について還付される税金2万9900円と、平成18年分の所得税について還付される税金2万6400円とする確定申告書をそれぞれ提出した(甲5、6)。

(ウ) 上記平成17年分の確定申告書に記載された還付される税金の算定方法は下記のとおりである。すなわち、公的年金等の収入金額を269万9196円とし、公的年金等控除額120万円を差し引いた149万9196円を総所得金額とした上、これから所得控除の額299万3800円(ア社会保険料控除27万3800円、イ生命保険料控除5万

円、ウ障害者控除27万円、エ配偶者控除39万円、オ扶養控除39万円、カ基礎控除162万円)を差し引くと課税総所得金額はマイナス149万円4000円となるから、算定税額及び納付すべき税額は0円となるのに対し、源泉徴収税額が2万9900円であることから、平成17年分の所得税について還付される税金は源泉徴収税額と同額の2万9900円となるとした。

(エ) 上記平成18年分の確定申告書に記載された還付される税金の算定方法は下記のとおりである。すなわち、公的年金等の収入金額を269万3278円とし、公的年金等控除額120万円を差し引いた149万3728円を総所得金額とした上、これから所得控除の額299万1800円(ア社会保険料控除27万1800円、イ生命保険料控除5万円、ウ障害者控除27万円、エ配偶者控除39万円、オ扶養控除39万円、カ基礎控除162万円)を差し引くと、課税総所得金額はマイナス149万円8000円となるから、算定税額及び納付すべき税額は0円となるのに対し、源泉徴収税額が2万6400円であることから、平成18年分の所得税について、還付される税金は源泉徴収税額と同額の2万6400円となるとした。

カ 原告は、平成20年9月12日、那覇地方裁判所に対し、本件訴訟を提起した。

3 争点及び争点に関する当事者双方の主張

(1) 争点(1) (本件決定処分取消しを求める訴えは不服申立てがされておらず不適法であるか—本案前の答弁)

(被告の主張)

原告は、本件決定処分について、異議申立て及び審査請求(以下、異議申立てと審査請求を併せて「審査請求等」という。)などの不服申立てをしていないから、本件決定処分取消しを求める訴えは、行訴法8条1項及び通則法115条1項本文に反する不適法なものである。

(原告の主張)

争う。

本件決定処分について、審査請求等の不服申立てをしていないことは認める。しかし、原告が審査請求等をしなかったのは、北那覇税務署の担当官から、平成17年分及び平成18年分の所得税を納付した後、還付等を受けた方が、上記各年度分の所得税に係る延滞税が加算されず、原告にとっても有利になるのではないかと指摘され、これに従い上記各年度分の所得税を納付したことによるものである。上記担当官の言動からすると、処分行政庁は、原告との間で、17年決定処分についてこれを取り消す旨の裁決等がされた場合には、平成18年分の所得税についても、原告の請求に従い還付することを黙示的に合意したというべきであり、本件決定処分について審査請求等を経ないことにつき正当な理由があるというべきである。

(2) 争点(2) (本件更正処分の適法性)

(被告の主張)

ア 原告は、平成17年中に、本件厚生年金として269万9196円を、本件共済年金として52万1300円をそれぞれ受給している。厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の規定に基づく年金は、所得税法35条3項に規定する公的年金等に該当するから、原告の平成17年中の公的年金等の収入額は、本件各年金の合計額である322万0496円である。
イ 原告の平成17年分の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額322万0496円から所得税法35条4項及び租税特別措置法(平成17年法律第102号による改正前のもの)4

1条の15の2第1項に基づいて算定した公的年金等控除額120万円を控除した202万0496円となる。原告は上記雑所得の金額以外に収入を得ていないから、同人の平成17年分の所得税についての総所得金額は、202万0496円となる。

ウ 上記総所得金額から、所得控除の額168万3853円（内訳：社会保険料控除27万3853円、障害者控除27万円、配偶者控除38万円、扶養控除38万円及び基礎控除38万円）を控除した、33万6000円（1000円未満切捨て）が課税総所得金額となる。そして、課税総所得金額33万6000円に100分の10の税率を乗じた3万3600円から定率減税額6720円を差し引いた2万6800円（100円未満切捨て）が、原告の平成17年分の所得税として納付すべき税額となる。

処分行政庁は、原告の平成17年分の納付すべき税額等を上記のとおり算定したものであり、その算定過程に誤りはなく本件更正処分は適法である。

（原告の主張）

争う。

処分行政庁は、原告の平成17年中の公的年金等の収入金額を、本件各年金の合計額である322万0496円と認定して本件更正処分をしている。

しかし、本件各年金については、社会保険庁及び国家公務員共済組合連合会は、所得税法203条の3及び同条の6に基づき、同年金に係る源泉徴収額を0円とそれぞれ決定しているのであって、処分行政庁は、所得税法203条の4にいう「その残額がないときは、その公的年金等の支払等がなかったものとみなす。」場合に当たるとして、原告の平成17年中の公的年金等の収入金額を0円と認定すべきであった。

しかるに、処分行政庁は、本件更正処分において、同収入金額を322万0496円と認定しており、同処分は、所得税法203条の4に反し違法である。

(3) 争点(3) (本件決定処分の適法性)

（被告の主張）

上記(2)の（被告の主張）と同様、処分行政庁は、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の規定に基づく年金が、所得税法35条3項に規定する公的年金等に該当するとして、原告の平成18年の公的年金等の収入額を、その合計額である321万3960円と認定した上で、同年度の納付すべき税額を2万5300円とする本件決定処分をしたものであり、その算定過程に誤りはなく、同決定処分は適法である。

（原告の主張）

争う。

その理由は、上記(2)の（原告の主張）と同様である。

(4) 争点(4) (被告の還付義務の有無)

（原告の主張）

原告は、本件更正処分及び本件決定処分に基づき平成17年分及び同18年分の所得税をそれぞれ納付したところ、上記(2)及び(3)に主張したとおり、本件更正処分及び本件決定処分はいずれも違法であるから、被告は、原告に対し、平成17年分の所得税について2万9900円及び平成18年分の所得税について2万6400円をそれぞれ還付する義務がある。

（被告の主張）

否認又は争う。

第3 判断

1 争点(1) (本件決定処分取消しを求める訴えは不服申立てがされておらず不適法であるか—本案前の答弁) について

(1) 行訴法8条1項は、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定するところ、通則法115条1項本文は、「国税に関する法律に基づく処分(略)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。))を除く。)にあっては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分(審査請求についての裁決をそれぞれ経た後)でなければ、提起することができない。」と規定している。

前提となる事実(2)イ(ウ)で認定したとおり、原告は、本訴提起に至るまで、本件決定処分について、審査請求等をしていないから、本件決定処分取消しを求める訴えは、行訴法8条1項及び通則法115条1項本文に反する不適法なものであり、却下を免れないというべきである。

(2) 原告は、処分行政庁の担当官の言動からすると、処分行政庁は、原告との間で、17年決定処分についてこれを取り消す旨の裁決等がされた場合には、平成18年分の所得税についても、原告の請求に従い還付することを黙示的に合意したから、本件決定処分について審査請求等を経ないことにつき正当な理由があると主張するが、本件全証拠によっても、上記主張に係る黙示的な合意が成立したと認めることはできない。

2 争点(2) (本件更正処分の適法性) について

(1) 原告の公的年金等の収入金額について

所得税法第35条1項は、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」とし、同条2項は、雑所得の金額を、①当該年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額及び②当該年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額であるとし、同条3項1号は、公的年金等とは、「第31条第1号及び第2号(退職手当等とみなす一時金)に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第1号に規定する制度に基づく年金(これに類する給付を含む。第3号において同じ。)で政令で定めるもの」をいうと規定しているものであって、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法に基づく年金は、所得税法35条3項に規定する雑所得である公的年金等に該当するものである。

原告は、平成17年において、本件厚生年金として年額269万9196円を受給し、本件共済年金として年額52万1300円を受給し、その合計額が322万0496円であることは前提となる事実(2)ア(ア)aで認定したとおりであり、上記各規定に照らせば、本件各年金が、所得税法35条3項に規定する雑所得である公的年金等に該当することは明らかである。

したがって、原告の平成17年中の公的年金等の収入金額は、322万0496円となる。

(2) 原告の主張について

ア 前提となる事実(2)ア(ア)で認定したとおり、原告宛の社会保険庁発行の「公的年金等源

泉徴収票（平成17年分）」には、「支払金額」欄に269万9196円、「源泉徴収税額」欄に0円と、原告宛の国家公務員共済組合連合会発行の「平成17年分公的年金等の源泉徴収票」には、「法第203条の3第3号適用分」の「支払額」欄に52万1300円、「源泉徴収税額」欄に0円とそれぞれ記載されているものである。

イ この点について、原告は、本件各年金については、社会保険庁及び国家公務員共済組合連合会が、所得税法203条の3及び同条の6に基づき、同年金に係る源泉徴収額を0円とそれぞれ決定しているのであって、処分行政庁は、所得税法203条の4にいう「その残額がないときは、その公的年金等の支払等がなかったものとみなす。」場合に当たるとして、原告の平成17年中の公的年金等の収入金額を0円と認定すべきであったにもかかわらず、同金額を322万0496円と認定した違法があると主張する。

ウ しかしながら、所得税法230条の6は、公的年金等の収入金額が政令で定める金額未満である場合には、源泉徴収の対象とされないことを規定したにすぎないものであり、納税義務自体を免除する規定ではないし、同条に基づき源泉徴収額が0円とされたことをもって、所得税の納付すべき税額等の算定に際し、公的年金等の収入金額自体がなく同金額を0円と認定すべきことを規定したものでない。

エ また、同法203条の4第1号の「(公的年金等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した) その残額がないときは、その公的年金等の支払等がなかったものとみなす。」との規定も、公的年金等の支払者と受給者との関係における源泉徴収税額の算定方法を規定したにすぎないものであり、所得税の納付すべき税額等の算定に際し、公的年金等の収入金額自体がなく同金額を0円と認定すべきことを規定したものではない。

なお、前記(1)のとおり、原告の平成17年中の公的年金等の収入金額は、322万0496円であるところ、後記(3)ウ(ア)のとおり、原告の平成17年分の社会保険料控除は27万3853円であり、同号にいう「(公的年金等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した) 残額がないとき」に当たらないことが明らかである。

(3) 原告の平成17年分の納付すべき税額等の算定について

ア 公的年金等控除額

原告の平成17年中の公的年金等の収入金額が322万0496円であることは前記(1)のとおりである。

次に、公的年金等控除額について所得税法35条4項は、50万円（同項1号）と、その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額（50万円を控除した残額に応じて算出した金額（同項2号）の合計額（ただし、当該合計額が70万円に満たないときは70万円）とし、同項2号イは、上記「残額に応じて算出した金額」について「当該残額が360万円以下である場合 当該残額の100分の25に相当する金額」と規定する。もっとも、平成17年以後の各年において、年齢が65歳以上である居住者に係る公的年金等控除額の算出に当たっては、租税特別措置法41条の15の2第1項により、所得税法35条4項中「70万円」とあるのは「120万円」とする旨規定されている。

原告の平成17年の公的年金等の収入金額322万0496円から50万円を控除した残額272万0496円(①)は、360万円以下であるから、当該金額の100分の25に相当する金額は68万0124円(②)となる。同金額と35条4項1号の50万円の合計額は118万0124円(③)となるが、前提となる事実(1)アで認定したとおり、原告

は、平成17年12月31日現在の年齢が72歳であり、③の金額が120万円に満たないため、原告の公的年金等控除額は120万円となる。

(計算式)

① 322万0496円－50万円＝272万0496円

② 272万0496円<350万円であるから、272万0496円×25/100＝68万0124円

③ 68万0124円＋50万円＝118万0124円

イ 総所得金額

原告の平成17年分の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額322万0496円から公的年金等控除額120万円を控除した202万0496円となる。原告が上記雑所得の金額以外に収入を得ていたと認めるに足りる証拠はないから、同人の平成17年分の総所得金額は雑所得の金額である202万0496円となる。

ウ 所得控除の額

(ア) 社会保険料控除

証拠(乙1、7)によれば、原告は、平成17年中、介護保険の保険料として8万0893円、A健康保険組合に対し特例退職被保険者保険の保険料として19万2960円を支払っていることが認められるところ、上記各保険料は、所得税法74条1項の社会保険料に該当するから、原告の社会保険料控除は、上記各保険料の合計額である27万3853円となる。

(イ) 障害者控除

前提となる事実(1)ウのとおり、原告の子である丙は、沖縄県知事から療育手帳の交付を受け、平成10年5月1日付けで沖縄県精神薄弱者更生相談所によって、その障害の程度が、精神薄弱者総合判定基準のB2と判定されていることが認められるところ、同人は所得税法2条1項28号に規定する障害者に該当するから、同法79条2項により、原告の障害者控除は27万円となる。

(ウ) 配偶者控除

前提となる事実(1)イ及び弁論の全趣旨によれば、原告の配偶者である乙は、原告と生計を一にしており、平成17年分の総所得金額は0円であり、同人年齢は平成17年12月31日時点で66歳であったと認められるから、所得税法83条1項により、原告の配偶者控除は38万円となる。

(エ) 扶養控除

前提となる事実(1)ウ及び弁論の全趣旨によれば、原告の子である丙は、原告の扶養親族であるところ、その平成17年分の総所得金額は0円であり、同人の年齢は平成17年12月31日時点で31歳であったと認められるところ、所得税法84条により、原告の扶養控除は38万円となる。

(オ) 基礎控除

所得税法86条1項により、原告の基礎控除は38万円となる。

(カ) 以上から、原告の所得控除の額は168万3853円(社会保険料控除27万3853円、障害者控除27万円、配偶者控除38万円、扶養控除38万円及び基礎控除38万円の合計額)となる。

エ 課税総所得金額

前記イで認定したとおり、原告の平成17年分の所得税の総所得金額は、202万0496円となる。同金額から上記ウの所得控除の額168万3853円を控除した33万6000円（通則法118条の規定に基づき1000円未満の端数金額を切捨て）を課税総所得金額となる。

オ 算出税額

上記課税総所得金額33万6000円に、所得税法89条による税率100分の10を乗じて算出した3万3600円が、原告の算出税額となる。

カ 定率減税額

上記算出税額3万3000円から、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成17年法律第21号による改正前のもの）6条2項に基づき、上記算出税額に100分の20を乗じた6720円が、原告の定率減税額となる。

キ 納付すべき税額

そして、上記算出税額3万3600円から定率減税額6720円を控除した2万6800円（国税通則法119条1項に基づき100円未満の端数金額を切捨て）が、原告が平成17年分の所得税として納付すべき税額となる。

(4) 以上のとおり、原告の平成17年分の所得税について、公的年金等の収入金額を322万0496円と認定した上で、納付すべき税額を2万6800円とし、新たに納付すべき税額を4500円とした本件更正処分は、その算定過程に誤りはなく適法である。

3 争点(4)（被告の還付義務の有無）について

原告は、被告は、平成17年分の所得税について2万9900円、平成18年分の所得税について2万6400円をそれぞれ還付するべきであると主張する。しかしながら、上記1、2のとおり、本件決定処分の取消しを求める訴えは不適法なものであり、本件更正処分は適法であるから、上記各処分が違法であることを前提とする原告の請求は失当である。

なお、原告が提出した平成17年分及び同18年分の確定申告書は、本件訴訟と同額を還付すべき税金としているが、独自の見解に基づくものであって採用することはできない。

4 結論

よって、争点(3)について判断するまでもなく、原告の本件決定処分の取消しを求める訴えは不適法であるから却下することとし、原告のその余の請求は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大野 和明

裁判官 田邊 実

裁判官 小西 圭一

別表1（平成17年分）

区分			確定申告	決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	更正処分	裁決
申告・処分等年月日				平成18年12月7日	平成18年12月28日	平成19年3月23日	平成19年4月19日	平成19年5月29日	平成20年3月27日
雑所得 の金額	公的年金等 の収入金額	①	無申告	3,220,496円	全部の取消し を求める	棄却	全部の取消し を求める	3,220,496円	棄却
		公的年金 等控除額		②				1,200,000円	
①－②		③		2,020,496円				2,020,496円	
総所得金額		④		2,020,496円				2,020,496円	
所得控除 の額	社会保険 料控除	ア		80,893円				273,853円	
	障害者控除	イ		270,000円				270,000円	
	配偶者控除	ウ		380,000円				380,000円	
	扶養控除	エ		630,000円				380,000円	
	基礎控除	オ		380,000円				380,000円	
ア＋イ＋ウ＋エ＋オ		⑤		1,740,893円				1,683,853円	
課税総所得金額④－⑤ (1000円未満の端数切捨て)		⑥	279,000円	336,000円					
算出税額		⑦	27,900円	33,600円					
定率減税額		⑧	5,580円	6,720円					
納付すべき税額⑦－⑧ (100円未満の端数切捨て)		⑨	22,300円	26,800円					

別表2 (平成18年分)

区分		確定申告	決定処分
申告・処分等年月日			平成19年6月18日
雑所得 の金額	公的年金等の収入金額	①	3,213,960円
	公的年金等控除額	②	1,200,000円
	①－②	③	2,013,960円
総所得金額		④	2,013,960円
所得控除 の額	社会保険料控除	ア	271,800円
	生命保険料控除	イ	50,000円
	障害者控除	ウ	270,000円
	配偶者控除	エ	380,000円
	扶養控除	オ	380,000円
	基礎控除	カ	380,000円
ア＋イ＋ウ＋エ＋オ＋カ		⑤	1,731,800円
課税総所得金額④－⑤ (1000円未満の端数切捨て)		⑥	282,000円
算出税額		⑦	28,200円
定率減税額		⑧	2,820円
納付すべき税額⑦－⑧ (100円未満の端数切捨て)		⑨	25,300円